

大阪市規則第136号

義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当支給規則（平成14年大阪市規則第51号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(手当月額) <p>第3条 次条第2号に掲げる校務を分掌する教員等（同条第1号に掲げる校務を分掌する教員等を除く。）の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教員等の区分に応じ、当該各号に定める額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあっては、当該額にその者の1週間当たりの勤務時間を大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則（平成29年大阪市教育委員会規則第23号）第2条第1項に定める1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>	(手当月額) <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる教員等の区分に応じ、当該各号に定める額（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該額にその者の1週間当たりの勤務時間を大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則（平成29年大阪市教育委員会規則第23号）第2条第1項に定める1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>

<p>除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p><u>2 次条第1号に掲げる校務を分掌する教員等の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に掲げる教員等の区分に応じ、当該各号に定める額に1,200円を加えた額(定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、当該額にその者の1週間当たりの勤務時間を大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則第2条第1項に定める1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(校務の種類)</p> <p><u>第4条 条例第14条の4第2項の市規則で定める校務の種類は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>学級（小学校、中学校及び義務教育学校の学級に限る。）を担任する業務及び当該業務と同等の困難性を有するものとして教育長が定める業務</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもの以外の校務</u></p> <p><u>第5条～第7条 [略]</u></p> <p><u>別表第2（第3条関係）</u></p> <p>[表 別紙2 插入]</p>	<p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p><u>第4条～第6条 [同左]</u></p> <p><u>別表第2（第3条関係）</u></p> <p>[表 別紙1 插入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 義務教育等教員特別手当支給規則の一部を改正する規則（令和5年大阪市規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>[1 略]</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当支給規則<u>第3条、第4条</u>、別表第2及び別表第3の規定を適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当支給規則<u>第3条、別表第2</u>及び別表第3の規定を適用する。</p>

[別表第2 別紙1]

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	円 2,000	円 2,100	円 3,700	円 6,000	円 7,400
	2					
	3					
	4					
	5					
	6		円 2,300	円 3,800	円 6,100	円 7,500
	7					
	8					
	9		円 2,400	円 4,000	円 6,300	円 7,600
	10					
	11					
	12					
	13		円 2,500	円 4,300	円 6,400	円 7,700
	14					
	15					
	16					
	17		円 2,600	円 4,500	円 6,600	円 7,900
	18					
	19					
	20					
	21		円 2,800	円 4,700	円 6,800	円 8,000
	22					
	23					
	24					
	25		円 2,900	円 4,900	円 6,900	円 8,000
	26					
	27					
	28					

29					
30	2,700	3,000	5,100	7,000	8,000
31					
32					
33					
34	2,800	3,200	5,300	7,100	8,000
35					
36					
37					8,000
38	2,900	3,300	5,400	7,200	
39					
40					
41					
42	3,100	3,500	5,600	7,300	
43					
44					
45					
46	3,200	3,700	5,700	7,400	
47					
48					
49					
50	3,300	3,800	5,800	7,500	
51					
52					
53					
54	3,400	4,100	6,000	7,500	
55					
56					
57					
58	3,500	4,300	6,100	7,500	
59					

60					
61					
62					
63	3,600	4,500	6,300	7,500	
64					
65					
66	3,700	4,800	6,400	7,500	
67					
68					
69					
70	3,800	4,900	6,500	7,500	
71					
72					
73				7,500	
74	3,900	5,100	6,700		
75					
76					
77					
78	4,000	5,300	6,800		
79					
80					
81					
82	4,100	5,400	6,900		
83					
84					
85					
86	4,100	5,500	6,900		
87					
88					
89					
90	4,200	5,600	7,000		

91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113			7,300		
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					

122		4,700	6,600		
123					
124					
125					
126		4,800	6,700		
127					
128					
129					
130		4,900	6,800		
131					
132					
133					
134		4,900	6,900		
135					
136					
137					
138		4,900	6,900		
139					
140					
141					
142		5,000	6,900		
143					
144					
145					
146		5,100	7,000		
147					
148					
149					
150		5,100	7,100		
151					
152					

153						
154		5, 100	7, 100			
155						
156						
157	5, 100					
158			7, 100			
159						
160						
161		7, 100				
定年前再任 用短時間勤 務職員		3, 200	3, 800	4, 500	5, 100	6, 400

[別表第2 別紙2]

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		円	円	円	円	円
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	1	円 800	円 900	円 2,500	円 4,800	円 6,200
	2					
	3					
	4					
	5					
	6		円 1,100	円 2,600	円 4,900	円 6,300
	7					
	8					
	9		円 900	円 2,800	円 5,100	円 6,400
	10					
	11					
	12					
	13		円 1,000	円 3,100	円 5,200	円 6,500
	14					
	15					
	16					
	17		円 1,100	円 3,300	円 5,400	円 6,700
	18					
	19					
	20					
	21		円 1,200	円 3,500	円 5,600	円 6,800
	22					
	23					
	24					
	25		円 1,400	円 3,700	円 5,700	円 6,800
	26					
	27					
	28					

29					
30	1, 500	1, 800	3, 900	5, 800	6, 800
31					
32					
33					
34	1, 600	2, 000	4, 100	5, 900	6, 800
35					
36					
37					6, 800
38	1, 700	2, 100	4, 200	6, 000	
39					
40					
41					
42	1, 900	2, 300	4, 400	6, 100	
43					
44					
45					
46	2, 000	2, 500	4, 500	6, 200	
47					
48					
49					
50	2, 100	2, 600	4, 600	6, 300	
51					
52					
53					
54	2, 200	2, 900	4, 800	6, 300	
55					
56					
57					
58	2, 300	3, 100	4, 900	6, 300	
59					

60					
61					
62					
63	2,400	3,300	5,100	6,300	
64					
65					
66	2,500	3,600	5,200	6,300	
67					
68					
69					
70	2,600	3,700	5,300	6,300	
71					
72					
73				6,300	
74	2,700	3,900	5,500		
75					
76					
77					
78	2,800	4,100	5,600		
79					
80					
81					
82	2,900	4,200	5,700		
83					
84					
85					
86	2,900	4,300	5,700		
87					
88					
89					
90	3,000	4,400	5,800		

91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113			6,100		
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					

122	3, 500	5, 400			
123					
124					
125	3, 600	5, 500			
126					
127					
128					
129	3, 700	5, 600			
130					
131					
132					
133	3, 700	5, 700			
134					
135					
136					
137	3, 700	5, 700			
138					
139					
140					
141	3, 800	5, 700			
142					
143					
144					
145	3, 900	5, 800			
146					
147					
148					
149	3, 900	5, 900			
150					
151					
152					

153						
154		3,900	5,900			
155						
156						
157	3,900					
158			5,900			
159						
160						
161		5,900				
定年前再任 用短時間勤 務職員		2,000	2,600	3,300	3,900	5,200